



金 沢 市 公 報

号外第1号

平成31年(2019年)1月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ
●規 則	
○金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則 (農業水産振興課)	1

規 則

金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年1月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第1号

金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市地方競馬実施条例施行規則(昭和52年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「平成 年度金沢市営第 回金沢競馬」を「 年度金沢市営第 回金沢競馬」に改める。

第78条第2項中「電話により」を「電話機、電子計算機その他の機器(第4項において「電話等」という。)により」に、「契約(」を「契約(第4項及び」に、「電話による勝馬投票券」を「電話等による勝馬投票」に改め、同条に次の1項を加える。

4 投票委員は、電話等による勝馬投票に関する契約を締結した者であって、その者又はその者の家族その他の市長が定める者からの申請に基づき、市長が電話等による勝馬投票券の購入の申込みを拒否することが相当と認めるものについて、電話等による勝馬投票券の購入の申込みを拒否する。

第80条第3項中「電話」を「電話等」に改める。

第87条第2項中「以下この項及び次条第2項」を「第5号、次条第2項及び第88条の2」に改める。

第88条の次に次の1条を加える。

(入場制限)

第88条の2 取締役委員は、市長が別に定めるところにより、自ら競馬場への入場の制限(以下この条において「入場制限」という。)を受けようとする者又は入場制限の対象とすべき者の家族その他の者からの申請に基づき、入場制限を行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成31年(2019年)1月31日	印刷	発行人	金 沢 市
平成31年(2019年)1月31日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	